

「航空大学校の業務の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

航空大学校の在り方については、平成18年3月に「今後の航空従事者行政に関する検討会」が取りまとめた報告書の中で今後のあるべき姿が示されたが、今般、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）を受けて、今後更なる検討を行う必要が生じたところである。また、新たな技能証明制度に航空大学校がどのように関わっていくかについても検討し対処する必要が生じているところである。

これらについて対応するため、外部の有識者もメンバーに加えた標記検討会を開催することとする。

2. 検討期間及び開催回数

(1) 検討期間

平成20年5月～平成22年6月

(2) 開催回数

上記期間中に6回程度の開催を予定

なお、平成20年5月28日に第1回検討会を開催し、

第2回検討会を同年11月26日に開催。

航空大学校に係る整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

◆ 事務及び事業の見直し

【航空機操縦士養成事業】

操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成 20 年度以降、逐次必要な措置を実施する。

将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成 22 年度に結論を得る。

◆ 組織の見直し

【職員数の削減】

平成 22 年度までに職員を対平成 17 年度末比で 10%程度削減する。

◆ 運営の効率化及び自律化

【自己収入の増大】

航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成 20 年までに結論を得て、以降速やかに措置する。

【業務運営体制の整備】

航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他の経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。

規制改革推進のための3か年計画（改定）（平成20年3月25日閣議決定）**【問題意識】**

航空大学校は、安定的な航空輸送の確保を図るため、航空機の操縦士の養成を目的として設立された独立行政法人であり、航空インフラが未整備であった戦後日本においては、航空機の操縦士を養成する機関として、重要な役割を担ってきた。また、今後も、操縦士労働市場における市場労働需要に応じて操縦士を養成する機関としての重要性は、十分に認められるものである。しかしながら、今日においては、航空会社や民間養成機関等による操縦士養成が行われており、そのルートが多様化してきていることから、将来的には、安価な授業料による操縦士養成サービスの提供が可能な航空大学校の存在は、本事業への民間企業の参入を抑制し、民間ビジネスの成長を阻害する要因になりかねないと考えられる。このことから、航空大学校が行う操縦士養成への国費投入については、適切に見直しが行われるべきであり、その授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大について検討すべきである。なお、高額な授業料ゆえ、教育の機会均等の確保が困難になるとの懸念が生じ得るが、これについては、必要に応じ、学生への奨学金の支給等を用いることにより対応されるべきと考える。

また、航空大学校は、操縦士養成のための専門学科を設けようとしている大学に対し、ノウハウが不十分な点を補うべく技術支援を行っている点で重要な役割を果たしており、当該事業が、今後一層求められる機能と考えられることから、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、民間養成機関への技術支援に業務の重点を置くべきである。

さらに、将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について、検討を開始すべきである。

【具体的施策】

- 航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討すべきである。

【平成20年結論、以降速やかに措置】

- 操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くべきである。

【平成20年度以降逐次措置】

- また、将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について、検討を開始すべきである。

【平成20年度以降検討、平成22年度結論】